

長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則

平成18年12月18日 規則第1号

平成20年3月25日 規則第6号

平成24年3月30日 規則第2号

最終改正 平成29年3月29日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例（平成18年広域連合条例第6号）第3条の規定に基づき、課の事務分掌等に関し必要な事項を定めるものとする。

(局長等の設置)

第2条 長崎県後期高齢者医療広域連合事務局（以下「事務局」という。）に局長、課に課長を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務局に企画監及び次長、課に参事、課長補佐、係長、主査、主任主事及び主事を必要に応じ置くことができる。

(事務分掌)

第3条 課の事務分掌は、別表のとおりとする。

(職務)

第4条 事務局長は、すべての事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 企画監は、市町及び関係団体の総合調整を行う。

3 次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 課長は、上司の命を受け、課内の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 参事は、課長を補佐し、課長の指示する事務を掌理し、課の企画に参画する。
- 6 課長補佐は、課長及び参事を補佐し、課長及び参事の指示する事務を掌理し、課の企画に参画する。
- 7 係長は、上司の命を受け、課の事務をつかさどる。
- 8 主査は、上司の命を受け、課の事務をつかさどる。
- 9 主任主事は、上司の命を受け、課の事務をつかさどる。
- 10 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月25日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

課	事務分掌
総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 議会に関すること。 (2) 監査委員に関すること。 (3) 選挙管理委員会に関すること。 (4) 庶務に関すること。 (5) 文書の管理に関すること。 (6) 陳情、要望等に関すること。 (7) 工事及び修繕等の検査に関すること。 (8) 広報及び公聴に関すること。 (9) 公告式に関すること。 (10) 不服申立て及び訴訟に関すること。 (11) 条例、規則、訓令等に関すること。 (12) 財産管理に関すること。 (13) 公印の管理に関すること。 (14) 儀式、褒章及び表彰に関すること。 (15) 組織及び職員の定数に関すること。 (16) 職員の人事に関すること。 (17) 職員の給与に関すること。 (18) 職員の研修に関すること。 (19) 職員の公務災害補償に関すること。 (20) 職員の福利厚生及び労働安全衛生管理に関すること。 (21) 懇話会及び各種委員会等に関すること。 (22) 予算及び決算に関すること。 (23) 契約に関すること。 (24) 各種補助金の申請に関すること。 (25) 物品の購入に関すること。 (26) 企画及び計画に関すること。 (27) 現金、有価証券及び物品の出納及び保管に関すること。 (28) 支出命令の審査及び支出負担行為の確認に関すること。 (29) 現金及び財産の記録管理に関すること。 (30) 決算の調製に関すること。 (31) 電算システム（事務用システム及び標準システム）の維持管理に関すること。（サーバを含む。） (32) 情報セキュリティに関すること。 (33) 個人番号制度に関すること。 (34) 市町との連絡調整に関すること。 (35) その他他課の所掌に属さないこと。

事業課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療給付に関する事。 (2) 葬祭費の支給に関する事。 (3) 第三者行為求償事務に関する事。 (4) 医療費通知に関する事。 (5) 各種統計に関する事。 (6) 保健事業に関する事。 (7) 市町との連絡調整に関する事。
保険管理課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保険料率に関する事。 (2) 保険料の賦課に関する事。 (3) 保険料賦課額の更正及び還付に関する事。 (4) 保険料の異議申立てに関する事。 (5) 滞納処分及び不納欠損処理に関する事。 (6) 保険料の減免に関する事。 (7) 保険料の徴収猶予に関する事。 (8) 医療費推計に関する事。 (9) 市町との連絡調整に関する事。 (10) 被保険者証に関する事。 (11) 短期被保険者証に関する事。 (12) 資格証明書に関する事。 (13) 被保険者の資格管理に関する事。 (14) レセプトの点検、審査及び管理に関する事。